

Baguio JIC キャンセルポリシー

2023年8月2日(更新)

留学前のキャンセルポリシーについて

■ 通常の入学前のキャンセルのケース

入学金	入学金の返金はありません。
入学日まで1週間以内にキャンセルした場合(前週の土曜起点)	①まず2週間分の授業料と寮費が自動的に差し引かれます。 ②①を差し引いた残りの授業料と寮費から80%を返金します。(つまり、学生は2週間分の授業料と寮費に加えて、残りの授業料と寮費から20%を支払うことになります。)
入学日まで1週間以上4週間未満でキャンセルした場合(土曜起点)	授業料と寮費の80%を返金します。(つまり、学生は授業料と寮費の20%を支払うことになります。)
入学日まで4週間以上ある場合	入学金のみのキャンセル料となります。

※返金は支払額に応じます。(プロモーションが適応されている場合は、プロモーション分は返金対象に含まれません。)

■ 留学直前のPCR検査でコロナの陽性反応が出た場合

【パターン1】 入学日の変更のみ

例えば、1月1日から12週間留学予定だったが渡航直前のPCR検査で陽性反応が出てしまい渡航中止を余儀なくされたとします。学生は、隔離期間が終わり再外出が許されてから、例えば、4週間後などに入学日をずらし同期間の12週間の留学を希望すると仮定します。

上記の場合、お支払額に変更なく、入学日を変更して12週間の滞在が可能です。

【パターン2】 入学日の変更および期間の短縮

例えば、1月1日から12週間留学予定だったが渡航直前のPCR検査で陽性反応が出てしまい渡航中止を余儀なくされたとします。学生は、隔離期間が終わり再外出が許されてから、例えば、4週間後などに入学日をずらし当初の予定よりも留学期間を短縮した8週間の留学を希望すると仮定します。

上記の場合、お支払い頂いた4週間分の学費(授業料+寮費)を返金いたします。

※注意点

返金は支払額に応じます。プロモーションが適応されている場合は、プロモーション分は返金対象に含まれません。

【パターン3】留学をキャンセルする場合

お支払い頂いた学費(授業料+寮費)の全額を返金します。8週間以下の留学であっても返金は行われます。ただし、以下の条件を伴うものとします。

- 返金は必ず代理店を通して行われるものとします。
- コロナの陽性反応を証明するドキュメントの提出が必須です。
- 入学金は返金されません。
- 返金に伴う海外送金手数料は、お客様負担として返金額から差し引かれます。
- 返金は支払額に応じます。(プロモーションが適応されている場合は、プロモーション分は返金対象に含まれません。)
- コロナの陽性反応を証明する際に虚偽があったことが発覚した場合返金が行われない場合があります。

留学前後のキャンセルポリシーについて

■ 通常の留学後のキャンセルの場合

- 返金は必ず代理店を通して行われるものとします。
- 入学金は返金されません。
- 返金規定が適用されるには、8週間以上の留学期間が必要です。**8週間以下の申込みの学生には、原則として返金規定は適用されません。**
- 原則として、返金申請は、キャンセル日の4週間前までに行う必要があります。
- 返金は4週間ごとの基準で設定され、返金額はそこから50%となります。すでに授業を受けた分は返金されません。
- もし学生自身や親族の急病によりキャンセルを余儀なくされた場合、残りの期間の50%の学費が返金されます(知人友人、恋人、ペットなどは含まない)。ただし、以下の条件があります。

- 留学が開始されて以降に発症した病気に限ります。また、証明として医師の診断書が必須となります。
 - もし懸念される病気がある場合は、学生は留学前に学校側に予め報告する義務があります。それを怠った場合、学校は責任を持ちません。また、キャンセルによる返金も行われません。
 - ※ 親族や知人友人、恋人、ペットの死亡の場合は、こちらの対象とはなりません。ご注意ください。
- 未使用の現地費用は、100%返金されます。(2週間ベースで計算)
 - 原則、部屋のダウングレード(例:1人部屋→2人部屋に移動など)及びプログラムのダウングレード(例:IELTS→ESL)による差額の返金はありません。
 - 返金は支払額に応じます。(プロモーションが適応されている場合は、プロモーション分は返金対象に含まれません。)
 - 返金は、原則留学プログラムの終了から4週間以内に代理店から行われます。

元の期間	① 4週間	② 4週間	③ 4週間
実際の期間	2週間滞在	10週間分キャンセル	
返金額	返金不可	未消化分の6週間分も返金不可	
			50%返金

※ 上記の返金規定を理解せず生じた不利益に対して、我が校は一切の責任を持ちません。

■ 留学後にコロナの陽性反応が出た場合

【パターン1】 滞在中にコロナに感染し留学の続行が不可能になった場合

留学中にコロナに感染し、留学の続行ができなくなった場合でも、原則として返金はありません。帰国後のオンラインクラスの提供などもございません。

※現時点でコロナ感染より帰国した学生は0名です。

【パターン2】 滞在中にコロナに感染したが留学は続行できる場合

コロナの感染が判明し隔離が必要な場合、隔離中はマンツーマンクラスにおいてのみオンラインでの授業提供をできる限り行うものとします。

ただ、コロナへの感染とはいえど、原則としては風邪やインフルエンザのような通常の病気による病欠と同等の扱いとなりますので、通常であれば授業は展開されません。オンラインでの授業提供サービスはあくまで語学学校が特別に行う処置であり、通信がうまくいかない、Zoomの使い方がわからないなどの事態が起きても、それに対する補償や補講などは行われません。また、返金も行われませんので予めご了承ください。

【パターン3】帰国直前のPCR検査でコロナの感染が発覚した場合

帰国直前のPCR検査で陽性反応が出て隔離が必要になった場合、当校の部屋に空室がある場合のみ、隔離部屋をご用意します。延長滞在費は、1日1,500ペソ(食事付き)です。フィリピンの保健局より最大4名までの感染者の同室隔離が認められているため、複数名部屋での隔離も有りますので予めご了承ください。

学校に空き部屋がない場合、他の滞在場所を探すのをお手伝いします。滞在費用は場所により異なりますのでご了承ください。また、滞在の延長に伴いビザの延長が生じた場合、延長手続きは学校側でサポートします。ただし、延長費用はお支払い頂きます。

※卒業した後に旅行中に感染したなどのケースでは学校の責任範囲外となりますのでご注意ください。

※コロナ感染補償付きの海外旅行保険であれば、上記の滞在費やビザ代なども補償される可能性が高いので、コロナ感染に対する補償がしっかりしている保険への加入を推奨します。

■ 返金が行われない場合

- 学校の規則を破り退学処分になった場合。
- 疫病や自然災害により学校の運営が困難になった場合(不可抗力)。
- 個人の過失により留学の継続が困難になった場合。
- 親族や近い人(友人知人含むなど)、動物などの死去により日本に戻る必要が生じ留学が困難になった場合。
- 特別、かつ妥当な理由がないにも関わらず、キャンセルや返金を要請し学校運営や他の学生の学生生活を著しく阻害する場合。
- その他、返金するに適切ではない事由。

注意

代理店ごとに独自の返金規定がある場合があります。その場合、代理店の返金規定が優先されますので予めご了承ください。代理店の返金規定に関しては、代理店に直接ご確認ください。

以上